

「(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、現在、自社で稼働中の「ユーラス西目ウインドファーム」(総出力 30,000kW、定格出力 2,000kW の風力発電設備 15 基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力 4,200kW もしくは 4,300kW の風力発電設備 8 基に建て替える事業である。

一方、本事業の対象事業実施区域の周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下、「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下、「国内希少種」という。)に指定されている希少猛禽類であるクマタカの営巣及び繁殖が確認されているほか、対象事業実施区域及びその周辺において、ガン・カモ・ハクチョウ類、猛禽類等の渡りが確認されている。

また、風力発電設備の設置、工事中・管理用道路の新設を目的とした谷地形の埋立てなどの改変が行われる計画となっている。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たって、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(2) 事業計画の見直しについて

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、風力発電設備の設置、工事中・管理用道路の新設を目的とした谷地形の埋立てなどの改変が行われる計画となっていることから、埋立て等の土地の改変及びそれに伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備のヤード、工事中道路の新設等については、その必要性を再度検討し、計画の見直しを行うことで、切土量及び盛土量を可能な限り少量化する

とともに土地の改変を最小限に抑えること。また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 追加調査等について

改変区域の一部の範囲で植物の現地調査が行われていないため、環境影響の予測及び評価に支障をきたす可能性がある。このため、植物の現地調査については、専門家による確認がなされた調査範囲を対象として追加調査を行うこと。また、追加調査の結果を踏まえ、予測及び評価を再度実施し、必要に応じて風力発電設備及び取付道路等の附帯設備の構造・配置並びに環境保全措置及び事後調査の内容等について再検討した上で、評価書において適切に記載すること。

2. 各論

鳥類に対する影響

本事業の対象事業実施区域の周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカ等の希少猛禽類の営巣及び繁殖が確認されており、また対象事業実施区域及びその周辺ではガン・カモ・ハクチョウ類、猛禽類等の渡りが確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備の設置範囲の拡大により、鳥類の風力発電設備への衝突や渡り鳥の渡りの経路への障壁となることが懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避または低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) 渡り鳥の調査について、評価書の作成までに冬季の渡り鳥の追加調査及び渡りに関する予測・評価を実施し、その結果及び複数の専門家等からの助言を踏まえ、T8サイトの配置の変更等を含めた環境保全措置を再検討すること。
- (2) 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレードの目玉塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- (3) 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。